

## 共通入札公告(オープンカウンター・役務調達)

日米草の根交流サミット和歌山大会実行委員会が公告する物品及び役務の提供等の契約に係るオープンカウンターの個別公告に規定する項目のほか、各入札公告に共通の事項を次のとおりとする。

オープンカウンターに参加する者に必要な資格に関する事項	
	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
	和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(令和5年制定)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
	和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年制定)に規定する排除措置を受けている者でないこと。
	会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
	和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。)に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者(入札参加資格の停止の期間中である者を除く。)であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が、個別公告に記載の種目であること。
質問に関する事項	
	仕様書のほか、このオープンカウンターに関する事項について質問がある者は、個別公告で示された日時までに、実施機関に対して、所定の書面(ファクシミリを含む。)により行うこと。
	質問に対しては、原則として個別公告で示した日時までに、書面(ファクシミリを含む。)により回答し、その内容については、日米草の根交流サミット和歌山大会実行委員会事務局の備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、問合せ先の担当者による口頭による回答のみとすることができる。
見積等に関する事項	
	見積書等の提出について
	見積書等は、所定の見積書に見積もる事項を記入し、郵送又は持参により提出すること。
	提出期間外に到達した見積書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
	一度提出された見積書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。
	見積書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。
	落札者の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。 なお、見積者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。
	郵送により見積もる場合には、見積者の氏名、調達業務の名称及び見積年月日を表示した封筒に見積書を入れ密封すること。また、見積書を入れた封筒は外封筒に入れ、簡易書留等配達記録の残る方法で個別公告で示された日時までに、見積書提出先へ必着させること。
	持参により見積もる場合には、見積者の氏名、調達業務の名称及び見積年月日を表示した封筒に見積書を入れ密封すること。また、見積書を入れた封筒は外封筒に入れ、個別公告で示された日時までに、見積書提出先へ持参すること。
	見積の無効に関する事項
	本公告に示した競争入札参加資格のない者及び以下に記載する無効な見積に該当する見積は、無効とする。
	(1) オープンカウンターに参加する者に必要な資格のない者がした見積
	(2) 同一事項のオープンカウンターについて、見積者が2以上の見積をした場合のそのいずれもの見積
	(3) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積
	(4) 記名押印を欠いた見積書による見積
	(5) 見積金額を訂正した見積書による見積
	(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積
	(7) その他オープンカウンターに関する条件に違反した見積

落札者の決定に関する事項	
	和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号。）第 102 条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最も低い価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。なお、落札方式が最高価格の場合は最も高い価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。
	落札者となるべき同価の見積をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
	落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が見積に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、日米草の根交流サミット和歌山大会実行委員会は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。
	見積結果について見積結果表を作成して整理するものとする。
	天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争見積を公正に執行できない状況にあると認められたときも、同様とする。
	その他オープンカウンターの執行については、執行者が決定する。
	見積結果の公表は、和歌山県国際課ホームページに掲載すると共に、実施機関において閲覧により公表するものとする。
その他	
	この入札公告と、個別の入札公告に相違がある場合は、個別の入札公告を優先するものとする。
この共通入札公告及び個別入札公告における用語の定義	
	「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する県の休日をいう。